



## Q<sub>0</sub> 岡義博法律事務所報 第40号

高松市丸の内7番20号 丸の内ファイブビル5階

T E L (087) 821-1300

F A X (087) 821-1833

MAIL oka-law@kln.ne.jp

H P http://www.kln.ne.jp/oka-law/

### 頑張ろう日本

前号(39号)で世界的な異常気象について書いたが、今回は大地震である。東日本大震災だ。M9.0という世界の観測史上最大という巨大地震が発生してしまった。この原稿は地震発生(3月11日)から2週間後に書いているので被害の全容はまだわかっていないが、死者・不明者は2万人を超えている。被災者も数十万人規模にのぼっている。被害額は兆円単位にのぼる。阪神大震災を超える大災害であることは間違いない。

それにしても恐ろしいのは自然の力である。津波の威力のすさまじさである。ありとあらゆるものを押し流してしまう。船も車も列車も、建物さえも、あっという間に押し流し呑み込んでしまう。テレビの映像で見ると、津波は猛スピードで押し寄せ、あっという間に全てを呑み込んでゆく。建物を根こそぎ押し流してゆく。津波が引いた後はガレキの山である。町がそっくりなくなってしまった。各所で町がなくなってしまった。大自然の前には人間はなす術がない。原発の事態も深刻である。

テレビは、この震災だけを放送し続けている。数日間他番組はない。CMもない。CMなしで夜通し、連日、震災情報を続けた。そこに、この震災の大きさがあらわれている。日常生活は全てふっ飛ばす非常事態であることを示している。この事態になって、

#### 所 長 弁 護 士 岡 義 博

被災地では日常生活はなくなってしまった。仕事どころではない。学校どころではない。どうやって生きてゆくかという事が一番である。人間にとって一番重要なものが浮かび上がってきた。当分の間、生きるための手立てやライフラインの復旧が急務であるが、被災地域があまりに広く、回復には長期間を要するだろう。国民をあけて救助に乗り出すことが必要である。多くのボランティアの活動が待たれる。国も全力をあげ、あらゆる手立てをすべきである。みんなで力を合わせて頑張ろう、日本。

それにしても近年思うことは、地球に何が起きているのだろうか、ということである。地球温暖化による異常気象はおそらく、人類の営む文化生活が原因だろうが、地震も人類に原因があるのだろうか。地球は一体どうなっているのだろうか。

-----  
当事務所報テミスは40号を迎えました。半年に1度発刊しているので丁度20年になります。20年間続いたのは、皆様のおかげと感謝申し上げます。もう少し長いお礼の言葉を述べるつもりでしたが、大震災についてふれた為、スペースが少なくなりました。テミスが末長く皆様にご愛読頂けるよう願いながら、筆を置かせて頂きます。



### 法の女神・テミス

この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス(Themis …ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します)を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、悪の重さをはかり、剣は力による貫徹を象徴し、目隠しは無私をあらわすものといわれています。

前号まで消費者契約法によって、取消ができる場合を説明してきました。その取消権を行使できる期間は「追認をすることができる時から6箇月間」あるいは「消費者契約締結の時から5年間」です。この期間を過ぎると時効によって取消ができなくなります。

「追認をすることができる時」というのは、取消の原因である状況がやんだ時です。「不実告知」や「断定的判断の提供」「不利益事実の不告知」の誤認類型では、消費者が誤認していたことに気付いた時が、その時になります。つまり、不実の事を告げられたのに気付いた時、断定的判断を提供されていたのに気づいた時、不利益な事実を故意に告げられていなかったことに気付いた時です。「退去しない行為」「退去させない行為」という困惑類型においては、事業者が退去した時、消費者が退去できた時が、その時になります。

以上は、追認をすることができる時から6箇月ですが、それとは別に消費者契約締結の時から5年間経過しても取消ができなくなります。これは、追認することができる時とは

関係なく、契約締結の時から時効は進んでゆくということです。誤認があったことに気付かないままでも時効は進行してしまうということです。

尚、消費者契約法の取消とは別に、民法上の取消や無効が認められる場合もあります。民法上で取消の事由となるのは「詐欺」や「強迫」があった場合です。また、未成年者がした契約の取消というものもあります。この場合の取消権は追認をすることができる時から5年間あるいは行為の時から20年間とされています。民法の方が取消ができる期間が長いのです。また、民法では、「錯誤」があった場合には、契約は無効とされています。錯誤というのは勘違いとでもいうべきものですが、どのような勘違いがあっても無効になるわけではありません。法律行為の要素、即ち重要な部分に勘違いがある場合でなければ、錯誤無効にはなりません。



## はじめまして

事務局 M・O

今年の4月から事務員として働くことになりました、このテミスが発刊40号目になるとのことですが、私は幼い頃から、読者として、時には登場者としてテミスに接してきました。

それが20年目となるこの時に自分自身が記事を書けることになるとは大変感慨深く、また昔の自分は想像もしていなかったのも、不思議なものだなあと感じています。

今後共、どうぞよろしくお願い致します。



## エトセトラ

事務局 T・I

アイスクリームって1年中売っていて、今では夏の風物詩というわけではないようです。こたつに入ってアイスを食べるのが好き！って話もよく耳にします。近頃では、野菜や果物の季節感も少なくなり、四季の変化を身近に感じる機会が減ったような気がします。そんな中、近所に咲く花々が、毎年季節の変わり目を教えてくれます。

今年は一段と寒くて長い冬でしたが、春がきたよと色々な草花が芽吹いてきました。桜、そしてバラが咲き始めると夏が近づきます。

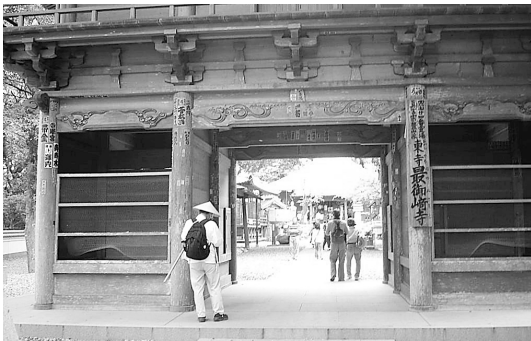


# 八十八ヶ所巡り

その4

今回から土佐路に入ります。土佐の札所の最初は24番最御崎寺(ほつみさきじ)。高知県の東の端、室戸岬にある。23番薬王寺から回れば2時間かかるが、今回は別の日に高松から直行。1泊2日で24番から34番まで回る予定。朝8時自宅出発。高速を通り、国道55号に。海風を受けながらのドライブがこち良い。昼12時には最御崎寺に到着。ゴールデンウィーク中とあって団体さんもおり、大変混雑している。若者の姿もある。親子づれもいる。

ここ室戸岬の洞窟で、弘法大師が19歳の時修業をして虚空蔵求聞持法の悟りを開いたとされている。洞窟(御厨人窟)の中から見ると空と海が見えるので、これが「空海」の名の由来になったともされている。大師は、後に再び室戸岬を訪れ、虚空蔵菩薩像を彫り、最御崎寺を開いたとされている。大変ありがたい札所である。恭々しくお参りをする。



最御崎寺を後に、25番津照寺を経て26番金剛頂寺へ。ここは行当岬という小さな岬の頂きにある寺である。この寺も弘法大師が開基である。寺は当初女人禁制であったため、寺から4kmほど離れた所に女人堂があり、女性はそこにお参りをしていたとされる。大師は寺と女人堂の間を毎日行き来して修業をしたとされている。そこで「行道」が岬の名の由来になったそうである。最御崎寺が「東寺」と呼ばれるのに対し、金剛頂寺は「西寺」と呼ばれている。大師が炊いた米が1万倍に増え、飢えに苦しむ人々を救ったとされる「一粒万倍の釜」がある。ここも由緒あるお寺である。



ここでも若者がいる。子供づれの参拝者もある。八十八ヶ所巡りは、年輩者がするものかと思っただが、若者の姿が目につく。何となく嬉しくなる。

潮風に 引かれて参る 土佐遍路 (Y.O)



## ちょっとひといき

大震災が起き、胸が痛みながら、さぬき子供の国で2体の人形と人形劇のピラ配りをお手伝いした。寒さも和らぎ大勢の若いファミリーが、子育て行事に参加している。人形の姿を見つけて大喜びで指さしながら近寄ってくる子。でも、近くまで来ると人形の大きさに驚いたのかママの足にしがみついて様子を伺っている。そうかと思えば、人形の膝にだっこしてもらって満面の笑顔で記念写真を撮る子。よほど膝の上が気に入ったのかバ

事務局 K・K

ックして、もう一度膝の上にチョコリと座る。こんな、ほのぼのする光景にみんな笑顔に包まれ、まるで大震災が、嘘の事のように思えた。でも、震災は実際に起きた事実だった。

神様は、震災によって、私達が本当に便利で何でもすぐに手に入る日常生活を真剣に見直し、今在る物事に感謝し、自然界の中で生かされている事にもっと謙虚な気持ちにならなければいけないと、警告しているのでしょ

外部の方からの投稿です

## 編・集・後・記

「皆様のお役にたつ親しみのある法律事務所」を目指して誕生したのが、このテミスです。長いようで、あっという間の20年。成人式を迎えました。

今月号で40回が達成出来ましたことを心から感謝申し上げます。これもひとえに皆様のおかげです。何かドジをすると「テミスの原稿にいいんじゃない」と有り難い？お声をかけて頂きます。時には「毎月テミスをありがとう。楽しませてもらってます」と励ましのお言葉。「えー。毎月ドジはしていません。年2回です…」。

この20年間で世の中も進歩発展。事務方の仕事もタイプからワープロへ。やっと覚えたかと思ったらパソコンへ。法律事務所のあり方もどんどん変化しています。でも人様との関わりはなお一層深くなっていくように思います。至らない私たちですが、皆様に支えて頂き、成長していけたらと願っています。

今後どうぞ宜しくお願い致します。